R7 こ幼認第 3005 号
令 和 8 年 3 月

各公立・私立保育園（所）長　様
各認定こども園長　様
各小規模保育事業設置者　様
各家庭的保育事業設置者　様
各事業所内保育事業設置者　様

仙台市こども若者局幼稚園・保育部認定給付課長

第 2 子以降の保育料無償化について（報告）

日頃より，本市の幼児教育・保育行政に格別のご配慮をいただき，厚く御礼申し上げます。

多子世帯の子育てに係る経済的負担の軽減を図り，少子化対策を推進するために，令和 8 年 9 月から第 2 子以降の保育料無償化の実施を検討しておりますので，下記のとおり状況報告いたします。

記

１　事業内容

①多子カウント方法を撤廃
（年齢や保育施設等の利用の有無にかかわらず、世帯のこどもの数を上からカウント）

②第 2 子以降の保育料を無償化
あわせて，第 3 子以降の副食費を免除・補助

※第 2 子以降の無償化については，認可施設だけでなく，認可外保育施設・企業主導型保育事業や幼稚園の預かり保育等も対象とする

２　今後のスケジュール

議会での予算案の可決・成立を経た後，具体の制度設計や広報対応等について準備を進めていくとともに，適宜，保育施設等の皆様にも情報提供してまいります。

認定給付課認定調整係　藤井
電話：214-8655